

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



緊急事態宣言延長に伴い公共施設の利用ができないため 申告相談会は事務所で完全予約制で行います

申告相談会の日程

すべて民商事務所で開催します。
必ず予約してから参加ください。
平日夜は4名、土日は6名までです。

2月14日	日	南支部	10～12時	事務所<満員>
2月14日	日	北支部	13～16時	事務所
2月16日	火	東支部	18～20時	事務所
2月17日	水	西支部	18～20時	事務所
2月20日	土	東支部	18～20時	事務所
2月21日	日	北支部	13～16時	事務所
2月22日	月	北支部	18～20時	事務所
2月24日	水	南支部	18～20時	事務所
2月26日	金	西支部	18～20時	事務所
2月27日	土	全支部	10～12時	事務所
2月27日	土	全支部	13～16時	事務所
2月27日	土	全支部	18～20時	事務所
2月28日	日	西支部	10～12時	事務所
2月28日	日	東支部	13～16時	事務所
3月1日	月	東支部	18～20時	事務所
3月2日	火	西支部	18～20時	事務所
3月3日	水	南花長班	19時～	ふあんふあ
3月4日	木	北支部	18～20時	事務所
3月6日	土	東支部	18～20時	事務所
3月7日	日	南支部	10～12時	事務所
3月7日	日	西・北	13～16時	事務所 各支部3名ずつ
3月7日	日	西・北	18～20時	事務所 各支部3名ずつ

★日程の追加や変更がありましたら随時掲載します。

緊急事態宣言延長に伴い、公共施設の使用ができなくなりました。緊急事態宣言が3月7日まで延長されました。公共施設の使用も、緊急事態宣言中は利用休止となっております。例年のような公共施設を使用している申告相談会は開催できません。相談会はすべて事務所で開催します必ず予約して参加を

このため、レディヤンなどで開催予定だった支部の申告相談会はすべて事務所で開催します。「三密」を避けるためすべて予約制とさせていただきますので、必ず予約してから参加してください。予約なしでの来所の場合、お断りする場合があります。

売上が3割以上下がった人は… 国保減免の申請を!

自治体国保に加入している人で、新型コロナの影響で2020年の売上が2019年と比べて3割以上減少している方は、申請をすることにより国保料が減免される場合があります。

計算してみた結果、売上が3割以上減少したという方は減免申請をしてみましょう。減免対象となるのは、昨年2月1日から今年3月31日までに納期の到来する分で、すでに納付の済んだものも遡って対象となります。

3割以上減の見込みですすでに減免申請をした方で、結果的に3割以上減にならなかったという人も、「減免を取り消すことはない」(春日井市)と回答を得ています。

一方で前年所得がゼロやマイナスの人は、国保減免の対象外となり、所得がゼロの方が国保料の支払額が多いという矛盾した状況となっています。この問題について、昨年11月の春日井市交渉等で「制度上矛盾しているのではないかと質問していますが、満足のいく回答は得られていません。

国保減免の〆切は3月31日(水)までとなっています。申請は昨年1年間の売上がわかればできますので、早めに申請してください。不明な点があれば春日井民商までお問合せください。

パソコン入力会開催中!(完全予約制)

3月11日までの毎週火・木曜日 事務所2F
午前:10時～12時 午後:14時～16時

※2月23日(火)は祝日のため休みます。

来所される方をお願いします

所得計算等でわからないことはお気軽にお問合せください。ただし、来所される時は必ず事前に電話で時間を調整の上、来所してください。突然の来所はお断りする場合があります。